

1 公述及び傍聴の対象となる都市計画の変更の案の概要

(1) 北部大阪都市計画道路の変更

「大阪府都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成23年3月策定）に基づき評価した結果、島本中央線及び清水木半坂線の廃止を行う。

対象市名	路線名	変更区域	変更内容
島本町	3・5・301-3号 島本中央線	三島郡島本町青葉一丁目、青葉二丁目、青葉三丁目、桜井一丁目、広瀬一丁目、広瀬五丁目、東大寺一丁目、山崎一丁目、山崎二丁目、山崎三丁目及び大字山崎地内	廃止
	3・5・301-6号 清水木半坂線	三島郡島本町江川一丁目、広瀬二丁目、山崎二丁目、山崎四丁目、東大寺一丁目及び東大寺二丁目地内	廃止

(2) 東部大阪都市計画道路の変更

「大阪府都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成23年3月策定）に基づき評価した結果、忍ヶ丘駅前中津川線の一部区間の廃止を行う。

対象市名	路線名	変更区域	変更内容
四條畷市	3・5・229-8号 忍ヶ丘駅前中津川線	四條畷市中野二丁目、南野一丁目、南野二丁目、南野四丁目及び南野五丁目地内	一部区間の廃止

2 公述及び傍聴の対象となる都市計画の変更の案の掲示場所及び掲示期間

(1) 掲示場所

市役所・町役場	府庁
島本町総合政策部政策推進課	都市整備部総合計画課
四條畷市まちづくり部都市計画課	

(2) 掲示期間

平成24年8月1日（水）から同月15日（水）まで